

市第 60 号議案 横浜市食肉衛生検査所条例の一部改正

1 趣旨

と畜場法に基づく「と畜検査手数料」並びに食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく「食鳥検査手数料」の納付に関する規定の整備を図るため、横浜市食肉衛生検査所条例の一部を改正します。

2 改正の概要

横浜市手数料条例で規定されている「と畜検査手数料」及び「食鳥検査手数料」について、後納による収納を行えるよう、横浜市食肉衛生検査所条例に規定します。

また、その他獣畜類の定義に食鳥を追加するなど所要の改正を行います（第2条）。

なお、改正による金額の変更はありません。

3 改正の内容

(1) 定義の追加

食鳥検査手数料が追加されることに伴い、第2条で獣畜類の定義に食鳥を追加します。

(2) 手数料の追加

ア と畜検査手数料（と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による検査）

(ア) 健康な獣畜

以下に掲げる区分に応じた、手数料を新設します。

獣畜の区分	手数料額（1頭につき）
生後1年以上の牛	600円
生後1年未満の牛	300円
馬	600円
豚	300円
めん羊及び山羊	150円

(イ) 疾病を有していると認められる獣畜又はと畜場法第13条第1項第2号若しくは第3号に該当する獣畜

1頭につき 1,500円

イ 食鳥検査手数料（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定による検査）

1羽につき 5円

(3) 当該手数料の納付方法

第5条第1項で当該手数料の後納による収納を規定します。

4 施行予定日

公布の日

新旧対照表（横浜市食肉衛生検査所条例）

現 行	改 正 案
<p>横浜市食肉衛生検査所条例 昭和36年11月25日条例第34号</p> <p>(第1条省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 獣畜類 と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜その他食用に供することができる動物をいう。</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第3条省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第4条 検査所は、依頼により前条の試験、検査、研究及び調査を行なうときは、次の範囲内において規則で定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>試験または検査 1件 2,000円</u></p> <p>(2) <u>研究または調査 1件 10,000円</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p>	<p>横浜市食肉衛生検査所条例 昭和36年11月25日条例第34号</p> <p>(第1条省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例における次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 獣畜類 と畜場法（昭和28年法律第114号）第3条第1項に規定する獣畜（以下「<u>獣畜</u>」という。）、<u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第2条第1号に規定する食鳥</u>その他食用に供することができる動物をいう。</p> <p>(第2号省略)</p> <p>(第3条省略)</p> <p>(手数料)</p> <p>第4条 検査所は、次の各号に掲げる業務を行う場合は、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1) <u>と畜場法第14条第1項から第4項までの規定による検査</u> 次に掲げる獣畜の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>健康な獣畜</u> 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p style="margin-left: 4em;">(ア) <u>生後1年以上の牛</u> 1頭につき 600円</p> <p style="margin-left: 4em;">(イ) <u>馬</u> 1頭につき 600円</p> <p style="margin-left: 4em;">(ウ) <u>生後1年未満の牛</u> 1頭につき 300円</p> <p style="margin-left: 4em;">(エ) <u>豚</u> 1頭につき 300円</p> <p style="margin-left: 4em;">(オ) <u>めん羊及び山羊</u> 1頭につき 150円</p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>疾病を有していると認められる獣畜又はと畜場法第13条第1項第2号若しくは第3号に該当する獣畜</u> 1頭につき 1,500円</p> <p>(2) <u>食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条第1項から第3項までの規定による検査</u> 1羽につき 5円</p> <p>(3) <u>依頼により行う前条の試験又は検査</u> 1件につき 2,000円以内で規則で定める額</p> <p>(4) <u>依頼により行う前条の研究又は調査</u> 1件につき 10,000円以内で規則で定める額</p>

現 行	改 正 案
<p>2 特に<u>試験、検査、研究及び調査に使用する材料または手数を要するときの手数料</u>については、<u>前項</u>の規定にかかわらず、実費相当額を徴収する。</p> <p>(納付)</p> <p>第5条 【新設】</p> <p><u>手数料</u>は、前納とする。ただし、<u>次の各号の一に該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 検査の結果でなければ手数料を算定し難いとき。</p> <p>(2) 至急の試験、検査を必要とし、手数料を前納し難いとき。</p> <p>(3) 官公署、事業所等で事務の手續の都合により手数料を前納できないとき。</p> <p>(4) 市長が前各号に準ずる事情があると認めたとき。</p> <p><u>2</u> 既納の手数料は、市長が特別の事由があると認めた場合のほか、還付しない。</p> <p>(第6条及び第7条省略)</p>	<p>2 特に材料を使用し、又は手数を要するときの手数料については、<u>前項第3号及び第4号</u>の規定にかかわらず、実費相当額を徴収する。</p> <p>(納付)</p> <p>第5条 <u>前条第1項第1号及び第2号に掲げる業務に係る手数料は、後納とする。</u></p> <p><u>2</u> <u>前条第1項第3号及び第4号に掲げる業務に係る手数料は、前納とする。ただし、次のいずれかに該当するときは、この限りではない。</u></p> <p>(1) 検査の結果でなければ手数料を算定し難いとき。</p> <p>(2) 至急の試験、検査を必要とし、手数料を前納し難いとき。</p> <p>(3) 官公署、事業所等で事務の手續の都合により手数料を前納できないとき。</p> <p>(4) 市長が前各号に準ずる事情があると認めたとき。</p> <p><u>3</u> 既納の手数料は、市長が特別の事由があると認めた場合のほか、還付しない。</p> <p>(第6条及び第7条省略)</p>